

03. 調査方法

- 【1次調査】**
- 市が委託した調査員（調査委託業者）が、2人1組で巡回しながら調査します。
 - 調査は、家屋課税台帳と実際の建物とを、図面などの資料をもとに外観から照合し、確認します。また、家屋建築年や所有者などについてもお尋ねする場合があります。
 - 照合・確認は、敷地内に立ち入らせていただき、必要に応じて家屋外周の計測等を行う場合があります。
 - ご不在の場合でも外観からの照合・確認させていただきます。
 - 原則、家屋（建物）の中に立ち入ることはありません。
 - 並行して、空き家となっている家屋の実態調査を行います。

これらの調査結果を踏まえ・・・

- 【2次調査】**
- 改めて家の内部の調査が必要となることがあります。その際は、調査員があらかじめご都合などお尋ねし、日程の調整を行ってから調査を行います。

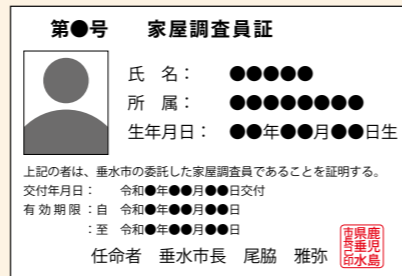


04. 調査員

調査員は、調査員であることがすぐわかるように、「家屋調査員」の黄色の腕章と身分証明書（名札）を着用しています。

【委託事業者】

- 株式会社 都市総合開発研究所
- 日程のお問い合わせ
☎ 0120-25-6603（フリーダイヤル）
午前9時～午後6時（平日のみ）



03. 調査結果

今回の調査により課税されていない家屋（増築を含む）が確認されると、新たに家屋課税台帳を作成します。その結果、固定資産税額が変わる場合は、令和3年度の課税分から反映されます。

⚠ 調査員のなりすましにご注意ください！

- ① 今回の調査で、調査費用等を徴収することはありません。
- ② 調査の結果、課税対象であることが判明した場合でも、その場で税金の徴収を行うことはありません。
- ③ 家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知器・消火器等を勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることは決してありません。

税務課からのお知らせ

問 税務課固定資産税係 ☎ 内線 137



市内にあるすべての家屋が調査対象です。

へのご協力をお願いします。



垂水市公式トップ
⇒ 暮らしの情報
⇒ 税金 ⇒ 固定資産税

垂水市では市内の全家屋を対象に「全棟調査」を行います。この調査は、固定資産税の家屋課税台帳に登録している事項（所在地番、種類、構造、床面積等）と実際の状況を、現地で確認し、すでに取り壊しとなっている家屋や、増築・未調査等で課税漏れとなっている家屋を調査・確認することで、これまで課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な固定資産税の課税を目的に実施するものです。みなさまのご理解とご協力をお願いします。

01. 調査対象

● 市内に現存するすべての家屋が調査対象です。

※ただし、屋根だけの建物など、家屋としての要件を備えていない構築物は調査対象外です。対象となる家屋は、右記の条件を全て満たしている建物となります。

調査対象の家屋の条件

- ① 土地に定着して建造されているもの。（基礎があるもの）
- ② 屋根及び周壁あるいはこれに類するものに3方向以上を囲まれているもの。
- ③ 居住、作業、貯蔵等のために使用できる状態にあるもの。

※車庫や小屋なども面積の大小にかかわらず、①②③の全てに該当すれば、固定資産税の課税対象となります。

02. 調査期間

- 調査の時期は、右表のとおり予定しています。
- ※調査時期は、調査の進捗状況により若干前後します。
- ※調査時間は、天候等により変更になる場合もあります。

調査地区	調査時期（予定）	調査実施時間
新城	令和元年 11月～令和元年 12月	午前8時30分～午後6時（平日のみ）
柁原	令和元年 12月～令和2年 1月	
浜平	令和2年 1月～令和2年 2月	
中央地区・潮彩町	令和2年 1月～令和2年 3月	
田神・市木	令和2年 3月～令和2年 4月	
中俣・海潟	令和2年 4月～令和2年 5月	
水之上・大野	令和2年 5月～令和2年 6月	
牛根麓・二川・牛根境	令和2年 7月～令和2年 8月	